

施行日 平成29年4月1日

施行日 令和4年4月1日

## 五島市小形風力発電（20kW未満）設備建設に関するガイドライン

### 1 目的

本ガイドラインは、五島市において小形風力発電（20kW未満）設備及び設備建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小形風力発電設備等」という。）の建設に当たって、五島市民の安全・安心及び環境保全、景観形成を確保するために、五島市において事業を実施する際に遵守する事項や調整手順を示すこととする。

### 2 対象となる設備等

#### (1) 対象設備

本ガイドラインの対象とは、五島市における小形風力発電設備等の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）をする場合とする。

#### (2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は五島市全域とする。

### 3 建設等に当たっての基準

発電事業者は、小形風力発電設備等の建設等に当たって、以下について遵守するものとする。

※ 発電事業者には、設備所有者、土地所有者、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の小形風力発電設備等の建設等に関連する業務に従事する事業者を含むものとする。

#### (1) 住宅等からの距離

対象となる小形風力発電設備等については、住宅等から概ね200m以上離れていることとする。

※ 住宅等には、学校及び幼稚園等の文教施設並びに病院、特別養護老人ホーム及び介護支援センター等の社会福祉施設並びに蓄養施設等を含むものとする。

#### (2) 騒音等

小形風力発電設備等から概ね200m以内に在する住宅等においては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示64号）の騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とする。

(3) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 景観

- ① 地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。
- ② 小形風力発電設備等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 小形風力発電設備等及びその周辺に、管理上必要とされる標識を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、最小限の標識を掲示するものとする。
- ⑤ 五島市景観条例第4条を遵守するものとする。

(6) 光害

小形風力発電設備等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む）及び埋蔵文化財以外の文化財についても、保護するよう努めるものとする。

4 ガイドラインに当たっての調整手順

(1) 五島市の窓口

発電事業者は、五島市総務企画部未来創造課を五島市の窓口として、小形風力発電設備等の建設等について、五島市の所管課と協議するものとする。

(2) 関係者等への事業説明及び議事録の作成

発電事業者は、建設等を予定している小形風力発電設備から概ね200m以内に在する住宅等がある場合は、その関係者に事業説明するものとする。

また、事業説明をしたときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 説明日、場所
- ② 説明者名
- ③ 説明の状況（内容）

- ④ 近隣関係者の意見、要望
- ⑤ 近隣関係者の意見、要望への回答
- ⑥ 事業説明の対象となる住宅等の所在地及び騒音値（小形風力発電設備建設前）
- ⑦ その他必要な事項

(3) 町内会への情報提供

発電事業者は、建設等を予定している小形風力発電設備から概ね200m以内を区域とする町内会に対して、小形風力発電設備等の建設等に関する情報を提供するとともに、地域住民への理解促進に努めるものとする。

(4) 小形風力発電設備等の建設等に関する届出

発電事業者は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、五島市に対して当該事業の概要について小形風力発電設備等の建設等に関する届出書（様式1）に以下の関係書類を添えて提出するものとする。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請が済んでいる場合には、速やかに届出書を提出するものとする。

また、発電事業者は、小形風力発電設備等の建設等について五島市と協議するうえで、五島市から必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに資料を提出するものとする。

- ① 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定）又は（写）
- ② 国への再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令報告書（予定）又は（写）

※発電設備の設置場所の決定に係る関係法令（条例・規則を含む。）に該当する場合は、関係法令の許可等を受けたことを証明する文書等（写）を添付することとする。

- ③ 関係者等への事業説明に関する報告書（様式2）

(5) 届出内容の変更

前号の規定は、届出書の提出後において、届出内容に変更が生じた場合について準用する。

(6) 工事着工前の届出

発電事業者は、小形風力発電設備等の建設等を行う一週間前までに、五島市に工事着工前届出書（様式3）に以下の関係書類を添えて提出するものとする。

- ① 国からの再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（写）

5 設置後の維持管理等

(1) 発電事業者は、小形風力発電設備等による事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、住民等への事故等（軽微なものを除く。）が発生した場合は、速やかに事故等報告書（様式4）を五島市に提出するものとする。

(2) 発電事業者は、小形風力発電設備等による騒音、電波等の障害が発生した場合は、

原因を調査し誠意を持って対応するとともに、事故等報告書（様式4）を五島市に提出するものとする。

(3) 発電事業者は、小形風力発電設備等による事業等が終了し、発電設備として利用しなくなった場合について、撤去までの期間、建築基準法の規定を遵守し、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理すること。また、小形風力発電設備等の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うものとする。

(4) 発電事業者は、設備又は事業体制等の変更が生じた場合は、速やかに五島市に対して小形風力発電設備変更届出書（様式5）に以下の関係書類を添えて提出するものとする。

① 国への再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書（写）

## 6 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 7 その他

発電事業者は、小形風力発電設備等について、住民等から苦情等の申し出があった場合は、その内容を五島市に報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。

(様式1)

年 月 日

(あて先) 五島市長

住所(法人は所在地)

届出者

氏名(法人は名称及び代表者氏名)

小形風力発電設備等の建設等に関する届出書

五島市小形風力発電(20kW未満)設備建設に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1 再生可能エネルギー発電設備

1	発電事業者	発電事業者名： 住 所： 電 話：
2	設備名称 設備の所在地及び所在地図を添付	
3	事業規模	出力 kW× 基
4	運転開始予定時期	年 月 日
5	担当者	担当部署： 担当者名： 電 話： E-mail：
6	関係書類	①国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書(予定)又は(写) ②国への再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令報告書(予定)又は(写) ※発電設備の設置場所の決定に係る関係法令(条例・規則を含む。)に該当する場合は、関係法令の許可等を受けたことを証明する文書等(写)を添付すること。 ③関係者等への事業説明に関する報告書(様式2)

2 五島市ガイドライン【 3 (1) ~ (7)】に係る該当状況

項 目	該当の有無	確認・相談先
(1) 住宅等からの距離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(2) 騒音等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(3) 電波障害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(4) 自然環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(5) 景観	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(6) 光害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(7) 文化財	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	

(様式2)

年 月 日

(あて先) 五島市長

住所 (法人は所在地)

報告者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

関係者等への事業説明に関する報告書

五島市小形風力発電 (20kW 未満) 設備建設に関するガイドラインに基づき、以下の内容を報告します。

1	事業説明の対象となる住宅等の所在地及び騒音値 (小形風力発電設備建設前)	所在地	
		騒音値	昼間 ( ) db 夜間 ( ) db  ※気象状況 (風況等の天候) についても記載してください。
2	その他必要な事項		
3	関係書類		五島市景観条例に基づく「近隣関係者説明報告書 (写)」

(様式3)

年 月 日

(あて先) 五島市長

住所 (法人は所在地)

届出者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

工事着工前届出書

五島市小形風力発電(20kW未満)設備建設に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

1	設備ID (識別番号)	ID :
2	設備所有者	氏名 : 住所 : 電話 :
3	設備名称 設備の所在地	
4	工事期間 運転開始予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日
5	小形風力発電機メーカー名、型式等	
6	事業規模	出力 kW× 基
7	工事施工業者	事業者名 : 住 所 : 担当部署 (担当者名) : 電 話 : E-mail :
8	メンテナンス業者	事業者名 : 住 所 : 担当部署 (担当者名) : 電 話 : E-mail :
9	関係書類	① 国からの再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について (通知) (写)



(様式4)

年 月 日

(あて先) 五島市長

住所 (法人は所在地)

報告者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

### 事故等報告書

五島市小形風力発電(20kW未満)設備建設に関するガイドラインに基づき、以下の内容を報告します。

1	設備ID (識別番号)	ID :
2	発生日時	
3	発生場所	
4	事故等状況	
5	被害者	氏名 : 住所 :
6	事故等原因	
7	事故等対応者	事業者名 : 住 所 : 担当部署 (担当者名) : 電 話 : E-mail :
8	事故等対応状況	

(様式5)

年 月 日

(あて先) 五島市長

住所 (法人は所在地)

届出者

氏名 (法人は名称及び代表者氏名)

### 小形風力発電設備変更届出書

五島市小形風力発電(20kW未満)設備建設に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届けます。

	内容	変更前	変更後
1	設備ID (識別番号)	ID:	ID:
2	設備所有者 (氏名、住所、 電話)		
3	メンテナンス 業者 (事業者名、住 所、電話、 E-Mail)		
4	関係書類	①再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書(写)	